

小規模保育事業の設置・運営事業者募集に関する質問に対する回答（平成30年7月27日現在）

No.	該当項目	質問内容	回 答
1	P10 《提出書類》	食事の外部搬入チェックシート（第11号様式-2）について、食事の外部搬入をしない場合は不要でしょうか。	小規模保育事業所内で調理する場合は、第11号様式-2の提出は不要です。
2	P10 《提出書類》	福祉医療機構借入金限度額の算定（第12号様式-3）について、借入しない場合は不要でしょうか。	独立行政法人福祉医療機構からの借入れをしない場合は、第12号様式-3の提出は不要です。
3	P11 《提出書類》	施設長について、身分証明書は原本ということですが、提出できない身分証（免許証や保険証）の場合は何が適切でしょうか。	身分証明書は、市町村が発行する証明書であります。 成年被後見人等に関する事項、後見の登記に関する事項、破産宣告又は破産手続開始決定に関する事項が記載されている証明書となります。
4	P11 《提出書類》	施設長について、登記されていないことの証明とはどのようなものでしょうか。	登記されていないことの証明は、法務局において発行する証明書であります。 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する証明書となります
5	P16 《整備・運営にあたっての補助制度》	改修費等補助について、賃借料は開設前の工事期間中の賃借料も含まれますか。含むようでしたらどれぐらい前までが対象でしょうか。	改修費等補助は、改修期間中の賃借料、礼金を含みます。また、小規模保育事業の改修のために賃貸借契約を締結した日から対象となります。
6	P16 《整備・運営にあたっての補助制度》	改修費等補助について、仲介手数料は対象でしょうか。	賃借料、礼金が対象となり、その他の仲介手数料、敷金などは対象となりません。

小規模保育事業の設置・運営事業者募集に関する質問に対する回答（平成30年7月27日現在）

No.	該当項目	質問内容	回 答
7	P17 《整備・運営にあたっての補助制度》	賃借料補助について、補助基準額は年額400万円ですが、月額約33万までが対象で、その1/2である約16.5万が上限という解釈で合ってますでしょうか。	賃借料補助は、開設後の賃借料の補助となります。補助基準額は、年間に実際に支払った賃借料総額で400万円が上限となります。補助の額は、補助基準額に補助率1/2を乗じた額となり、年額200万円を限度とします。 ただし、開設後は、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費が支給され、当該給付費には、賃借料加算が含まれるため、賃借料の年間総額から賃借料加算の総額を控除した額が補助基準額となります。
8	P3 《募集施設の概要》	定員19名と記載がございますが、例えば賃貸予定の物件が狭く15名定員の施設しか作れなかった場合、応募資格はなくなりますでしょうか。 また、19名未満でも受け付けて頂けますでしょうか。	19名未満の定員では応募を受け付けておりません。 鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画に基づき小規模保育事業の募集を行っており、H31年度の事業計画においては定員19名の小規模保育事業のみ募集しております。
9	P3 《募集施設の概要》	0歳児1歳児2歳児と19名施設を作る場合、3名8名8名とする場合が多いのですが、0歳児を増やして欲しい等の市のご希望などはございませんでしょうか。	鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画では、0歳児3名、1・2歳児16名を想定しております。 なお、年齢別の定員については、事業者の希望等ご相談を承ることも可能です。